

J-クレジット制度管理者御中

実績確認概要書

令和2年7月21日

審査機関名 ソロテック・サーティフィケーション・ジャパン株式会社

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	A 重油ボイラからバイオマスボイラへの更新及びバイオマス発電の導入プロジェクト
承認番号	JCDM-PJKC1168
排出削減事業者名	株式会社兼平製麺所
排出削減共同実施事業者名	丸紅株式会社
事業実施場所	株式会社兼平製麺所 本社工場 (住所) 岩手県盛岡市川目町 23 番 17 号 盛岡中央工業団地内
事業の概要	A 重油ボイラ 4 基を木質バイオマスボイラ 1 基へ更新する。木質バイオマスへのエネルギー転換によって、CO ₂ 排出量を削減する。また、バイオマスを燃料とする自家用発電機を導入し、所内使用電力の CO ₂ 排出量を削減する。
排出削減量の計画	2011 年度：295 tCO ₂ /年 2012 年度：442 tCO ₂ /年 2013 年度：469 tCO ₂ /年 2014 年度：466 tCO ₂ /年 2015 年度：461 tCO ₂ /年 2016 年度：458 tCO ₂ /年 2017 年度：455 tCO ₂ /年 2018 年度：455 tCO ₂ /年 2019 年度：151 tCO ₂ /年 (事業実施期間合計 3,652 tCO ₂)
認証期間	開始日 2011 年 8 月 1 日 終了予定日 2019 年 7 月 31 日 ※J-クレジット制度への移行手続きにより、終了予定日は 2019 年 7 月 31 日となっている。

排出削減方法論	方法論番号 001 ボイラーの更新
	方法論番号 030-A バイオマスを燃料とする自家用発電機の新設

2. 本実績確認の対象期間

2019年4月1日～2019年7月31日（第2回目実績報告）

3. 実績確認結果

本実績確認期間における排出削減量は、承認排出削減事業計画に従ってモニタリングされた結果に基づき算定されており適正である。

排出削減量	834 tCO ₂ （2019年4月1日～2019年7月31日）
-------	---

4. 実施した実績確認手続きの概要

以下の実績確認手続きにより、報告された排出削減量に重大な誤りがないことを確認している。

要件	審査手続き
排出削減量が承認排出削減計画に従って実施した結果生じていること。	<p>1) 開始日の確認（初回実績確認の場合） 登録済みの排出削減事業計画、事業者へのヒアリングにより、開始日が認証期間内において適切であることを確認した。</p> <p>2) 対象期間中の設備稼働の確認 バイオマス納入量、設備運転日報・月報の発電量データ及び事業者へのヒアリングにより、導入設備は実績報告期間において継続的に稼働していたことを確認した。</p>
排出削減量が承認排出削減方法論及び承認排出削減事業計画に従って算定されていること	<p>1) モニタリング方法の確認 バイオマス納入量、設備運転日報・月報の発電量データ、排出削減事業関係者へのヒアリングにより、モニタリング方法が方法論及び当該削減計画に沿って実施されていたことを確認した。</p> <p>2) 活動量の正確性 バイオマス納入量、バイオマス品質証明書、設備運転日報・月報の発電量データ及び排出削減事業関係者へのヒアリングにより、発電量の記録・保存は適切になされており、活動量が正確に集計されていることを確認した。</p>

	<p>3) 単位発熱量、排出係数等の係数の確認 J-クレジット制度のモニタリング・算定規程（排出削減プロジェクト用）Ver.3.6により、排出削減量の算定式及び使用されている単位発熱量、排出係数等は方法論及び承認排出削減事業計画通りであることを確認した。</p> <p>4) 排出削減量算定方法及び算定結果の確認 排出削減量の算定結果をバイオマス納入量、バイオマス品質証明書、設備運転日報・月報の発電量データとの突合、さらに計算過程の確認、再計算等実施した結果、排出削減量の算定結果に大きな誤りはないことを確認した。</p>
算定結果がクレジット認証期間の終了日を超えないこと	今回の実績確認対象期間は2013年4月1日から2019年3月31日までとなっているが、J-クレジット制度への移行手続きにより、終了予定日は2019年7月31日となっているため、当該算定結果は適切であることを確認した。

5. 承認排出削減事業計画からの重要な変更点についての評価

「ボイラーの更新」プロジェクトでは、事業実施前から稼働していた2.8t/hの木質バイオマスボイラーが事業実施後もバックアップとして継続的に使用されているため、当該ボイラーからプロジェクトバウンダリーに供給される熱量に相当する木質バイオマス使用量を控除する方法に変更された。一方で発電用バイオマスの使用量の控除について、排出削減計画にて仔細に規定されていなかったため、発電機ではプロジェクトボイラーと一部バックアップ用ボイラーからの蒸気も使用されているため、効率の悪いバックアップ用ボイラーの効率を適用してプロジェクトボイラーから蒸気が専ら使用されていると仮定し、発電機用蒸気相当のバイオマス消費量を控除する方法となった。

また、木質バイオマス（チップ）の単位発熱量及び含水率のモニタリング方法について、排出削減事業計画では分析試験結果の値を採用することとなっていたが、分析試験結果が得られない場合は、単位発熱量についてはJ-クレジット制度方法論(EN-R-001 Ver.1,6)におけるデフォルト値、含水率については供給業者の提供値を採用する方法に変更となった。以上の方法は合理的であり、且つ排出削減量が保守的に算出されることから適切であると判断した。

よって本実績確認期間の実績確認の結果、承認排出削減事業計画からの重要な変更点に当たらないことを確認した。

なお、この変更点に関しては、第1回目実績報告にて評価済みであり、前回の実績確認からは変更はない。

6. 特記事項

確認した排出削減量に相当する再生可能エネルギー利用量は以下の通りである。

方法論 001 バイオマス利用量：12,680.4 GJ

方法論 030-A バイオマス利用量：1,531.4 GJ

以 上